

岐阜県文化公演動画配信等促進助成金 Q & A（申請者向け）

【総論】

Q 1 「広く一般に公開される」とは、具体的にどういったものですか。

A 1 誰でもその公演等に観客として参加できるもので、観客数は問いません。したがって、会員限定の公演等は該当しません。また、教授所、教室等が行う稽古事、習い事等のおさらい会、発表会は助成対象外です。

なお、実績報告書提出時に、チラシ、ホームページのコピーなど、広く一般に公開された公演であることが分かる資料を提出いただくことになります。

Q 2 「広く一般に公開される公演、展示」について、岐阜県教育文化財団や岐阜県主催の公演等は対象となりますか。

A 2 当該公演等の出演に際して、県教育文化財団（以下「財団」という。）や県から、謝礼、出演料や委託料等が支払われる場合は対象外となります。

Q 3 観覧料を徴収する公演等も対象となりますか。

A 3 対象となります。ただし、営利を目的とする公演等は対象外となります。

Q 4 営利を目的とする公演等とはどういった場合ですか。

A 4 「営利を目的とする」とは、公演等によって得た利益を構成員で分配する、又は個人の収益とするなどの、専ら利益獲得のみを目的とすることをいいます。本事業は、営利を目的とする公演等は対象外であるため、公演等によって収益があった場合には、構成員で分配せず、助成金の減額申請を行っていただくことになります。

Q 5 3日間3シリーズ公演の場合、一つの公演として申請することはできますか。

A 5 例えば、公演日が連続するなど、一つの公演として判断できるものであれば申請可能です。

Q 6 県が定める「コロナ社会を生き抜く行動指針」に反する事業とは、どういった事業ですか。

A 6 例えば、会場における参加者間の適切な距離の確保等、基本的な感染防止策の徹底、また、感染防止対策チェックリストの公表の対応等が挙げられます。なお、今後の状況により、条件が緩和される可能性がありますので、県HPで最新情報をチェックするようにしてください。

Q 7 対象となる団体とはどのようなものを指しますか。

A 7 劇団や楽団などの文化芸術団体から、実行委員会形式のもの、バンド等の少人数グループまで、5名以上であれば規模は問いません。

ただし、会員の半数以上が岐阜県内に在住し、かつ、半数以上が同団体に在籍2年以上であることが必要です。

Q 8 本助成金に申請するため、新たな団体を結成する場合は、対象となりますか。

A 8 今回の申請のために、新たに結成した団体は対象となりません。団体の条件はQ 7を参照してください。

Q 9 対象者を県内在住者又は県内に活動の本拠を置いている団体に限定しているのはなぜですか。

A 9 この助成金は、文化芸術活動におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、県内の文化芸術団体の皆様の発表活動を支援するものです。

Q 10 「県内に在住している」とは具体的にどういう場合を指すのでしょうか。

A 10 申請時に、県内に生活の拠点があり、かつ県内市町村に住民票を有している場合を指します。したがって、住民票を有していても、実際に当該住所地に居住していない場合は対象外となります。

なお、後日、在住していないことが判明した場合には、助成金を返還いただくこととなります。

Q 11 申請時には県内に在住していましたが、公演時に県外や海外に在住している会員は県内在住となりますか。

A 11 転勤や介護など、やむを得ない事情の場合に限り県内在住と取り扱って差し支えありません。本事案に該当する場合はあらかじめ財団にご相談願います。

Q 12 出演者のうち、申請団体5名は県内在住者ですが、客演の出演者6名は県外在住者です。この場合、対象となりますか。

A 12 対象となりません。まず、出演者のうち、半数以上が県内在住者となる場合に限り対象となります。さらに、客演出演者は申請団体の出演者の半数以下までが対象となります。本事案では、県外在住の客演出演者を2名以下とする必要があります。

Q13 海外の大学に留学していますが、コロナ禍により一時的に帰国して県内に在住しています。この場合、県内在住者となりますか。

A13 申請時に、3か月以上の県内在住期間を有する場合に限って対象とします。
なお、この場合においては住民票の有無は問いませんが、生活の拠点となる居住地（実家等）が県内にある場合に限り県内在住者とします。

Q14 県外の大学生ですが、夏休みの期間に帰省して一時的に県内に在住しています。住民票も県内市町村に残したままですが、県内在住者となりますか。

A14 夏休みの期間だけ一時的に帰省する場合は、「県内に生活の拠点がある」とは認められないため、県内在住者とはなりません。

Q15 今年の3月に留学が終わり、4月から帰国して岐阜県に在住することになりましたが、県内在住者となりますか。

A15 県内在住者となります。
ただし、この場合は、県内市町村に住民票を有している必要があります。

Q16 今年の6月から愛知県から岐阜県に引っ越し、県内に在住する予定ですが、県内在住者となりますか。

A16 県内在住者となりますが、県内在住者と認められるのは在住後になります。

Q17 「過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有する」とは、具体的にどうやって証明すればよいですか。

A17 申請書類に添付いただく調査票に、過去2年間の活動実績を記載する項目がありますので、記載例に倣って記載ください。

Q18 同じ団体が、複数の企画を申請することはできますか。

A18 同じ団体が、複数の申請を行うことはできません。
(上限1件まで。2件以上の申請はできません。)

Q19 展示設営・会場費には、作品搬入に係る経費は対象となりますか。

A19 対象となりません。

Q20 ●●会が申請をした場合、その構成団体(下部組織)である●●会△△地域支部は、申請することができますか。

A20 △△地域支部の申請者のうち、●●会の公演の出演者が半数以下の場合は、申請することができます。

Q21 外国人も申請できますか。

A21 国籍は問いませんので対象となります。

Q22 申請にあたり、年齢要件はありますか。

A22 年齢要件はありません。

Q23 公演時間が15分程度でも対象となりますか。

A23 60分以上の公演が対象となります。

Q24 申請団体と客演で60分のコンサートを行います。

そのうち、申請団体の出演時間は15分程度ですが、対象となりますか。

A24 対象となりません。

全体の公演時間のうち、申請者の出演時間が概ね半分以上の場合に対象となります。本事案では、申請者の出演時間を30分以上とする必要があります。

Q25 他の県教育文化財団助成金等とあわせて受給することはできますか。

A25 対象経費について、国、県（県出資の財団法人等）及び財団から重複して助成金（補助金）を受給することはできません。

Q26 申請前に予約した会場借上経費は対象経費となりますか。

A26 公演等の開催日が令和5年4月1日から同年12月28日までの間で、かつ令和5年4月1日以降に支出されたものであれば対象となります。

Q27 助成金については、課税対象となりますか。

A27 原則、課税の対象となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

Q28 助成事業に関する帳簿及び証拠書類等は、何年間保存する必要がありますか。

A28 助成事業終了の翌年度から5年間保存してください。

Q29 申請団体の会員自らがチラシを印刷する場合や動画を撮影・編集する場合、当該印刷費・動画制作費を計上できますか。

A29 計上できません。

Q30 チラシ作成から当日のスタッフ手配、会場設営、動画制作等までを、イベント業者に一括委託する場合は対象となりますか。

A30 対象となります。この場合、事業終了後に提出する「助成対象経費領収書整理一覧表（別紙様式8）」を作成できるよう、委託業者に、項目ごとの内訳を領収書に記載してもらってください。

なお、記載いただいた項目・内訳に疑義がある場合は、詳細について確認させていただく場合があります。

Q31 新型コロナウイルスの感染拡大により公演等が急きょキャンセルとなった場合、キャンセルに伴う経費は対象となりますか。

A31 緊急事態宣言により貸館が休止になるなど、申請者の責に帰することができない理由で公演等がキャンセルとなる場合は、対象となります。

ただし、領収書等によりキャンセルに係る経費が確認できるものに限ります。

Q32 コロナ対策消耗品費とは、具体的にこういったものが対象となるのでしょうか。

A32 消毒液やマウスガードなど、当該公演の実施にあたって必要と認められる分のみが対象となります。

なお、一部施設では、消毒液等の貸出を行っていますので、貸館担当者にご確認ください。

Q33 インクルーシブ費とは、具体的にこういったものが対象となるのでしょうか。

A33 手話通訳や要約筆記、舞台手話通訳の派遣に係る手当金・交通費など、鑑賞・観覧に関して障がいのある方への配慮に係る費用が対象となります。

Q34 その他申請にあたって注意すべき点はありますか。

A34 （注意点その1）

申請書や実績報告書の内容に不備があった場合、財団から補正を求められることとなります。

補正に対して、財団が示す補正期限までに提出がない場合、審査を打ち切る（助成金が認められない）こととなりますので、ご注意ください。

（注意点その2）

故意により、対象外経費の領収書や偽造した領収書を添付して、実績報告書に対象経費として計上した場合、当該経費の部分のみならず、助成金全額について交付決定を取り消しますので、ご注意ください。

【動画配信関係】

Q35 撮影はスマートフォンを使ってもよいですか。

A35 撮影機材について指定はありませんが、多くの方が視聴する趣旨に鑑みて、映像や音などが鮮明となるようご注意ください。

Q36 動画配信の方法について教えてください。

A36 ①動画は、スマートフォン、タブレット、パソコンいずれの機器からでも無料で視聴できるようにして、各申請者から配信をしていただきます。

※動画を投稿する際は、動画の中のタイトルに「岐阜県文化公演動画配信等促進助成事業」の表記を入れてください。(動画中の冒頭でも最後でも構いません。)

②配信後、配信先のURLを財団へ速やかに報告してください。

(gecf@g-kyoubun.or.jp)

※メールのタイトルは「文化公演動画配信等促進助成金 動画配信(URL報告)」と記載してください。

③実績報告書に併せて、成果物として、配信された動画をDVDに保存の上、財団に提出してください。

※成果物にも、動画の中のタイトルに「岐阜県文化公演動画配信等促進助成事業」の表記を入れてください。

※事務局(財団)が作成するホームページ上において、動画のリンク先を掲載することがあります。

<注意事項>

- ・ライブ(生中継)配信もしくは収録後の配信のどちらも可とします。
- ・多くの県民が視聴できるよう、令和6年3月31日までの間は閲覧可能としてください。
- ・ライブ配信の場合でも公演終了後も視聴できるようにし、公演又はアップロードの日から令和6年3月31日までの間は閲覧可能としてください。
- ・配信にあたっては、動画配信サイトにおいて、会員登録不要で閲覧制限がない状態で県民が気軽に動画を閲覧できるようにしてください。
※使用する動画配信サイトが財団HPからのリンク先として不相当と認める場合は、動画配信サイトを変更していただく場合があります。
- ・配信に際しては、各動画配信サイトのサービス規約に違反することや著作権法への抵触など法令違反のないよう、申請する個人または団体の責任において、十分な確認を行ったうえで実施してください。
(動画の内容については、申請者が一切の責任を負うことになります。)

Q37 配信する動画は、ダイジェスト版でもよいですか。

A37 本助成金は、広く県民の方に鑑賞機会を提供することを目的の一つにしています。

したがって、ダイジェスト版に編集した動画の配信は認められません。
(舞台転換や休憩時間を動画から削除することは可)

Q38 動画撮影のため、観覧席を二階席やテラス席などに限定してもよいですか。

A38 本助成金は、実際に目で見て、聞いて、文化芸術に触れていただく機会の創出を目的の一つとしています。

したがって、動画撮影のために観客席を一部のみに限定・制限することは控えてください。

Q39 動画の中に、撮影業者の名前(クレジットタイトル)を入れてもよいですか。

A39 撮影業者の名前(クレジットタイトル)は入れないようにしてください。

Q40 動画配信で収入が発生する場合はどうすればよいですか。

A40 無料かつ無制限で閲覧できる方法が確保されていれば、同一の動画を用いて、別途投げ銭などの課金収入、広告収入、有料配信収入等を得ることは可能ですが、当該収入と助成金交付決定額の合計が助成対象経費を上回る場合は、その超過分を交付決定額から減額することとなります。

Q41 無料登録した人だけが見られるサイトに配信してもよいですか。

A41 会員登録不要で閲覧制限がない状態で動画配信サイトに閲覧できる方法が確保されていれば、並行して、会員登録した人だけが見られるサイトなどにも配信することができます。

※他の目的で動画を別途配信する場合でも、財団の補助金を使用する活動として不適当と認める動画配信サイトの利用はお断りします。

Q42 著作権等の権利関係の対応はどのようにしたらよいですか。

A42 著作権等の権利関係は、すべて申請者ご自身での対応となります(申請者に帰属します)。

Q43 動画配信機材も助成対象経費となりますか。

A43 機材購入費など、財産となり得るもの(事業内で使い切らないもの)の購入費については、助成対象経費とはなりません。